

農業委員会だより



くらよし



優良農地の確保と有効利用を目指し

遊休農地・耕作放棄地実態調査 (久米ヶ原土地改良区内の農地)

農家相談会

◇時間 午前9時～午後3時
◇場所 倉吉市農業委員会

相談日	相談員
平成16年	
12月20日(月)	杉本 訓志・浅井 稔洋
平成17年	
1月18日(火)	伊藤 源藏・太田 光経
2月18日(金)	西谷 正義・小谷 俊一
3月18日(金)	福井 兼義・水谷 正芳

※農地の受委託・移譲・転用・農業者年金など、気軽にご相談ください。
農地に関する相談は農業委員会へ!!

倉吉市役所北庁舎
☎ 22-8171
FAX 22-8136

農地監視活動（農地パトロール）実施

農業委員会では、優良農地の確保と有効利用を図る目的で、昨年（水田）に引き続き、九月二十二日、久米ヶ原土地改良区内の農地（畠地）の遊休農地・耕作放棄地を対象に農業委員と事務局で班編成をし、農地パトロールを実施しました。

現在、（水田）については、遊休農地等所有者名簿を整理、原因・意向調査も終了。農地のあつせん等を行っています。

今回実施した畠地については、現況図の作成及び土地の所在・所有者の確認も終了。遊休農地等所有者名簿を作成し、所有者へ原因・意向調査を行い、久米ヶ原土地改良区と連携を密にして、農地の貸し借りのあつせんに努め、解消を図っています。

久米ヶ原活性化対策会議開催される

近年、久米ヶ原地区内に遊休農地・耕作放棄地及び農地の違反転用が見られることがから、九月二十九日、久米ヶ原土地改良区事務所で、JA鳥取中央、市、土改連、改良区の役員など各関係機関の代表者が出席し、解消対策について活発な意見交換が行われました。

●遊休農地・耕作放棄地の実態について●

《水田》

平成15年8月29日・9月5日の2日間、市内全域の水田について、遊休農地・耕作放棄地の実態調査を行いました。

1. 分布状況

市内の広範囲に点在し、特に集団化している所はありませんでした。

【多い地区】

上井地区 (43,679m²)、社地区 (37,318m²)、小鴨地区 (33,844m²)、上小鴨地区 (33,358m²)

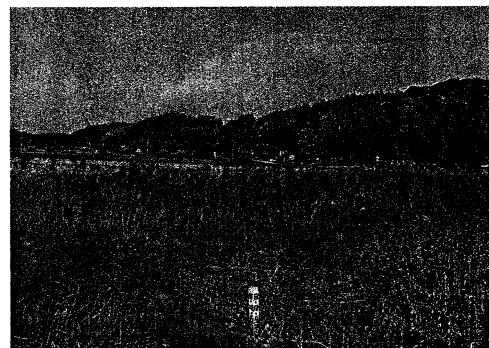
【少ない地区】

北谷地区 (5,671m²)、西郷地区 (7,156m²)、上北条地区 (8,471m²)、灘手地区 (11,348m²)

高城地区 (12,384m²)

2. 遊休農地・耕作放棄地の状況

①筆数 191筆 ②面積193,229m² ③所有者数 113人



3. 市内・市外所有者の内訳

	市 内	市 外
筆 数	170筆	21筆
面 積	171,901m ²	21,328m ²
所有者数	102人	11人

4. 市内所有者に対する意向・原因調査結果

(意向調査)

(所有者は延べ人数)

項 目	筆 数 (筆)	面 積 (m ²)	所有者数 (人)	面積割合 (%)
①自ら耕作を行う	54	63,170	40	36.7
②農地として売却又は貸付	20	23,269	11	13.5
③農作業の委託	2	1,639	2	1.0
④自ら転用	4	2,401	3	1.4
⑤転用目的で売却	3	3,271	3	1.9
⑥未定	87	78,151	59	45.5

(原 因)

- ①数量調整田が多く、農業者の農業意欲が減退 ②農業者の高齢・病弱化に伴う農業離れが進行
- ③農業後継者不足 ④農地の利用方法が未定

5. 市外所有者に対する原因

高齢になり、子ども夫婦と一緒に暮らすため、農地を放置したまま市外に出て行かれる所有者や、相続により農地を得た所有者が、農地がどのようにになっているか、場所を知らない人も多くあまり関心がない。

《畑 地》

平成16年9月22日、久米ヶ原土地改良区管内の畠地393.7ヘクタールについて、遊休農地・耕作放棄地及び違反転用農地の実態調査を行いました。

遊休農地・耕作放棄地の分布状況は、改良区管内の広範囲に点在し、特に集団化しているところはありませんでした。

今後、水田と同様に現況図及び遊休農地等所有者名簿を作成し、原因・意向調査を行い、久米ヶ原土地改良区と連携して、農地の貸し借り等のあっせんに努め、解消を図っていきます。また、違反転用農地についても原状回復等の是正指導を行っていきます。

久米ヶ原活性化対策会議が開催される

九月二十九日、久米ヶ原土地改良区事務所で当地区活性化対策会議が開催された。これは、近年、農業者の高齢化及び後継者不足により、久米ヶ原地区に遊休農地・耕作放棄地が増え、また、この農地に植林などの違反転用が見られており、また、当日はJA鳥取中央、市、土改連、改良区の役員など関係機関の代表者が出席され、久米ヶ原地区の遊休農地・耕作放棄地の解消対策について活発な意見が交わされた。

この会議に先立つて、九月二十二日には、市農業委員会による農地パトロールが行われ、久米ヶ原管内の遊休農地・耕作放棄地の調査を行つたばかりでまだ集約はされていないが相当量の面積があると思われるので、今後は会議を重ねながら解消に向か取り組みを積極的に進めていくことになりました。



元々農家は、家族型農業を行つてゐる関係上、一人が病気または事故等で入院したりして働けない状態になれば、たちまち苦境に陥らざるを得ない。また、就農者の高齢化・後継者不足、輸入農産物の攻勢や作るなら高品質の出荷など、その背景は多種多様に入り組んでおり、これらの対応に遅れた農家はおのずと脱落をせざるを得ない。これなどの要素が遊休農地・耕作放棄地の大きな原因と考えられる。

ではどうすればよいのか。私自身が考へていることは、再生出来るか。私自身が一、地域特産物を守り、育てていくこと。『我が国の特産地の形成されている所は、立地条件の悪

- 二、畑作のブロッククローテーションが確立できない
い所が多い。』
- 三、可能な限りの高品質作物を生産する。
- 四、農家の若返りを早急に図るべきである。
- 五、行政（国・県・市）の側面での応援は言うまで

もれません。そのためにも。』
（遊休農地・耕作放棄地に対するつぶやき）

農業委員 岸本 岩男 記

吉市長に建議書を提出

今日の農業・農村は国際化が進展するなか、海外農産物の輸入増加により国内農産物価格は低迷し、農業所得が減少する等、極めて厳しい状況にあります。また、農業従事者の高齢化、兼業化の進行と農業の担い手の減少に伴い、遊休・荒廃農地が増加するなど、農地利用をめぐる状況が大きく変化し、その再構築は緊急の課題となっています。

本市の基幹産業である農業の維持・発展を図るために、農地の利用集積、安定的な農業経営体の育成、集落営農の推進、農山村地域の活性化など、地域農業者全体の合意形成を図りながら、農地の流動化と担い手の育成に全力を挙げて取り組んでいく必要があります。

足腰の強い本市農業を確立するため、十月份に倉吉市長に建議しました。



主な内容は次のとおりです。

一、農地再生のための助成措置について

優良農地であるにも関わらず、農業者の高齢化及び担い手不足等の理由により耕作放棄・遊休化が進んでいる。耕作放棄・遊休化した農地を再生するにはかなりの労働・コストがかかるので、農地再生に取り組む農業者に助成措置を講じてもらいたい。

二、鳥獣による農作物を守る被害防止費用助成予算の増額について

近年、鳥獣による農作物被害が増加し、生産農家は対策に大変苦慮している。本市においても対策は行われているが、特に被害の発生は春から秋までと長期間にわたり、多大な被害状況となっている。これに対処するには鳥獣銃、仕掛けワナなど高度な技術を持つ人材が必要であり、捕獲に係る人件費、資材費用等の経費助成のアップをお願いしたい。

三、市街化地域の農道・用排水路の環境整備について

中山間地以外の特に市街地が進む地域にあっては農業関係補助事業も及ばず、農地の減少と農家の高齢化及び後継者の減少により土地改良区も弱体化し、農道や用排水路などの維持・管理・補修作業に支障をきたしている。農民以外も多く利用する農道・用排水路の現状からも、地域全体の問題としてとらえた環境整備をお願いしたい。

四、農業委員の定数について

農業委員は市町村合併により、活動の広域化、機動的かつ効率的な業務執行と地域の実情に応じた活動の多様化が求められ、地域農業者の代表者及び精通者としての役割も増加してまいります。新市においても地域農業の振興を図っていく観点から、農業委員会活動を一層強化していくため、農業委員の定数は三十人としていただきたい。

開金町農業委員との意見交換会を開催

平成十七年三月の合併を控え、関金町の農業の現状及び農業委員会の活動について理解を深めるとともに委員相互の交流を図る目的で、平成十六年七月二十七日、グリーンスコーレセキがねで意見交換会を開催しました。



両農業委員会会長より、倉吉市・関金町農業の現状について説明があり、現在取り組んでいる中山間地域等直接支払制度・遊休農地対策・高齢化対策・認定農業者の掘起しと支援対策・農事組合法人設立に向けての支援対策・米政策等について質問形式で意見交換を行いました。また、合併における農業委員会組織のあり方等についても意見交換を行いました。

この交換会を通して、互いの農業の現状と委員会の活動について共通理解することができ、大変有り難い会となりました。

農業委員
小谷 俊一 記



鳥取県園芸試験場を視察して

農業委員会県内視察研修を、八月二十七日、東伯郡大栄町由良宿の鳥取県園芸試験場で行いました。目的は、農業委員会委員としての知識の高揚を図るための一環として、農作物の栽培技術・方法を学ぶ観点から、県が管理・運営する園芸試験場を視察し、果樹、野菜の栽培方法についての研究技術を学ぶため、農業委員、事務局職員合わせて二十名が参加しました。

今行われている研究内容については、野菜では、鳥取県に適した野菜の品種選定と新品種の育成及び栽培技術の改良を研究しています。また、果樹では、適した果樹品種の選定と新品種の育成及び栽培技術の改善を研究しています。

最近の研究成果では、梨の新品种（おさごゴールド）、キャラクタースイカの開発、性フェロモン剤を用いた梨、野菜の減農薬防除、ミツバチを利用したスイカ・メロンの交配の省力化などがあげられます。

「今後は、食の安心と安全を求めて、精密なデーター作りが欠かせない。」との研究員の言葉でした。

私達は、日頃、試験場へ行つて研修する機会があまりないので、大変良い研修が出来ました。

農業者のみなさまへお知らせ

農地転用には許可が必要です！

農地を住宅用地・工場用地・道路・資材置場・植林等に転用する際には「農地法」に基づく転用許可申請が必要です。

農地転用の手続き

- (1) 農地所有者が自ら農地を転用する場合、農地法第四条の手続きになります。

- (2) 農地所有者以外の者が、農地を買ったり借りたりして転用する場合、農地法第五条の手続きになります。

詳しくは、農業委員会に相談してください。

農業委員会ホームページを開設しました

本年六月、倉吉市ホームページ内ぐらしの情報農業に、農業委員会のページを開設しました。農業者のみなさんいち早く農業委員会の情報を知って頂くため、農地に関する各種申請内容・農作業労働標準賃金・小作料等掲載しております。パソコンでアクセスしてみてください。

<http://www.city.kurayoshi.tottori.jp/nougyou/index.html.htm>

全国農業新聞を読みましょう！

新しい農業・農村の動き、新農政や施策の内容、新経営戦略や営農技術・流通、家庭とくらしなどについて役立つ情報誌です。

- 発行 新聞会議
- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 一ヶ月 600円
- 申込先 農業委員又は農業委員会事務局